

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号二に規定する主務大臣が定める量

	平成 8 年 12 月 27 日	大蔵省、厚生省、 農林水産省、通商産業省、	告示第 6 号
改正	平成 9 年 12 月 26 日	大蔵省、厚生省、 農林水産省、通商産業省、	告示第 8 号
改正	平成 10 年 12 月 28 日	大蔵省、厚生省、 農林水産省、通商産業省、	告示第 5 号
改正	平成 11 年 12 月 16 日	大蔵省、厚生省、 農林水産省、通商産業省、	告示第 13 号
改正	平成 12 年 12 月 27 日	大蔵省、厚生省、 農林水産省、通商産業省、	告示第 10 号
改正	平成 13 年 11 月 9 日	財務省、厚生省、 環境省、経済産業省、	告示第 10 号
改正	平成 14 年 11 月 29 日	財務省、厚生省、 環境省、経済産業省、	告示第 8 号
改正	平成 15 年 12 月 10 日	財務省、厚生省、 環境省、経済産業省、	告示第 7 号
改正	平成 16 年 12 月 16 日	財務省、厚生省、 環境省、経済産業省、	告示第 7 号
改正	平成 18 年 1 月 30 日	財務省、厚生省、 環境省、経済産業省、	告示第 7 号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第十一条第二項第二号二の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号二に規定する主務大臣が定める量を次のように定め、平成九年四月一日から適用する。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第十一条第二項第二号二に規定する主務大臣が定める量は、次の表の左欄に掲げる特定分別基準適合物に係る特定容器を用いて行う事業が属する同表の中欄に掲げる業種の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

特定分別基準適合物	業 種	量 (千キログラム)
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則(平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号。以下「規則」という。)第四条第一号に規定する分別基準適合物	規則別表第二の一の項の右欄のイに掲げる業種	302,571
	規則別表第二の一の項の右欄のロに掲げる業種	113,242
	規則別表第二の一の項の右欄のハに掲げる業種	150,782
	規則別表第二の一の項の右欄のニに掲げる業種	6,707
	規則別表第二の一の項の右欄のホに掲げる業種	14,862
	規則別表第二の一の項の右欄のヘに掲げる業種	3,620
規則第四条第二号に規定する分別規準適合物	規則別表第二の二の項の右欄のイに掲げる業種	28,718
	規則別表第二の二の項の右欄のロに掲げる業種	120,134
	規則別表第二の二の項の右欄のハに掲げる業種	43,729
	規則別表第二の二の項の右欄のニに掲げる業種	173,930
	規則別表第二の二の項の右欄のホに掲げる業種	731

	規則別表第二の二の項の 右欄のへに掲げる業種	1, 810
規則第四条第三号に規定する 分別規準適合物	規則別表第二の三の項の 右欄のイに掲げる業種	11, 263
	規則別表第二の三の項の 右欄のロに掲げる業種	30, 433
	規則別表第二の三の項の 右欄のハに掲げる業種	127, 724
	規則別表第二の三の項の 右欄のニに掲げる業種	1, 595
	規則別表第二の三の項の 右欄のホに掲げる業種	2, 709
	規則別表第二の三の項の 右欄のヘに掲げる業種	1, 352
	規則第四条第四号に規定する 分別規準適合物	規則別表第二の四の項の 右欄のイに掲げる業種
規則別表第二の四の項の 右欄のロに掲げる業種		24, 223
規則別表第二の四の項の 右欄のハに掲げる業種		19, 678
規則別表第二の四の項の 右欄のニに掲げる業種		44, 574
規則別表第二の四の項の 右欄のホに掲げる業種		30, 346
規則別表第二の四の項の 右欄のヘに掲げる業種		31, 310
規則別表第二の四の項の 右欄のトに掲げる業種		113, 918
規則別表第二の四の項の 右欄のチに掲げる業種		252, 756
規則第四条第五号に規定する 分別規準適合物	規則別表第二の五の項の 右欄のイに掲げる業種	14, 086
	規則別表第二の五の項の 右欄のロに掲げる業種	370, 700
	規則別表第二の五の項の 右欄のハに掲げる業種	15, 366
規則第四条第六号に規定する 分別規準適合物	規則別表第二の六の項の 右欄のイに掲げる業種	458, 803
	規則別表第二の六の項の 右欄のロに掲げる業種	29, 853
	規則別表第二の六の項の 右欄のハに掲げる業種	4, 094
	規則別表第二の六の項の 右欄のニに掲げる業種	42, 852
	規則別表第二の六の項の 右欄のホに掲げる業種	26, 274
	規則別表第二の六の項の 右欄のヘに掲げる業種	52, 910
	規則別表第二の六の項の 右欄のトに掲げる業種	283, 860
	規則別表第二の六の項の 右欄のチに掲げる業種	101, 784

(注) 表中「量」は平成18年4月1日より適用されます。